

平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会社名 平和紙業株式会社
代表者名 代表取締役社長 小島 勝正
(コード 9929 東証第 2 部)
問合せ先 常務取締役管理統括本部長 浦戸 晴夫
(Tel 03-3206-8501)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、会社法第 195 条 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更及び定款一部変更について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的とするとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数の引き下げを行うものです。

なお、最近の当社の株価水準で今回の単元株式数の引き下げが行われた場合、東京証券取引所が定める望ましい投資単位水準（5 万円以上 50 万円未満）を下回ることが想定されますが、当社といたしましては、引き続き企業価値を向上させ、上記投資単位の水準に達するよう努めてまいります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 27 年 7 月 1 日（水）

<ご参考>

平成 27 年 7 月 1 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位も 100 株に変更されます。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次の通りです。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(新設)	<u>付則</u> <u>4. 第 8 条の変更は、平成 27 年 7 月 1 日から効力を生ずるものとする。なお、本付則は平成 27 年 7 月 1 日をもって削除する。</u>

(3) 効力発生日

平成 27 年 7 月 1 日（水）

以上